

さばえ元気で長寿ささえあいプラン

鯖江市
高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画
【計画年度：平成30年度～平成32年度】
(2018) (2020)



概要版

平成30年3月

鯖江市

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

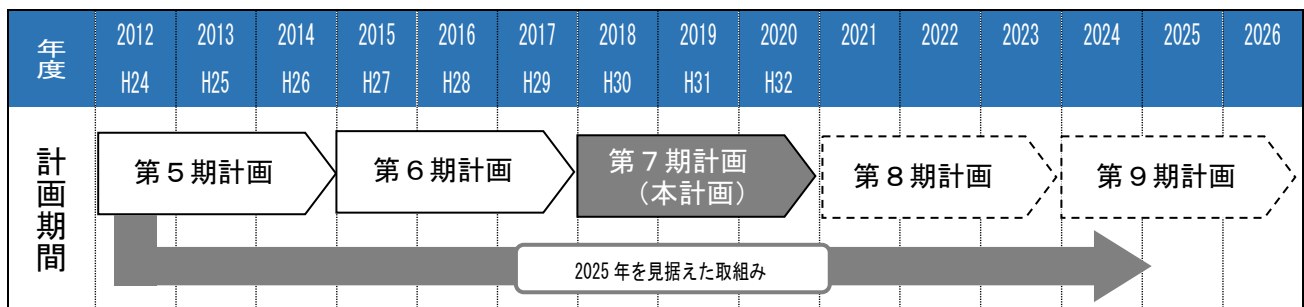
本市において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、高齢化率が 27.7%になることが予想されています。

こうした中、2025 年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。今後も、地域の実情に合わせた、地域包括ケアシステムを強化していくことが求められています。

今回の計画策定においては、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくため、本市が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「鯖江市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度までの 3 年間で 1 期とする計画です。



3. 計画の位置づけ

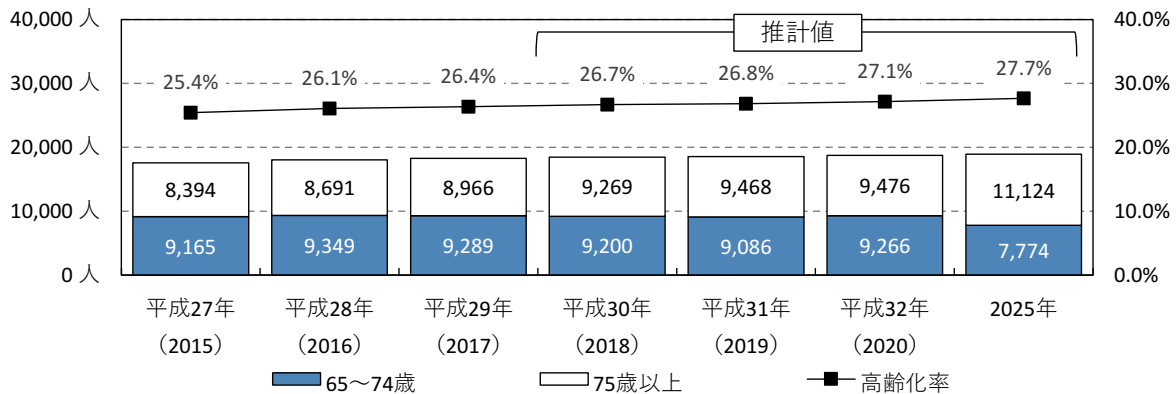
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画および介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

また、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「鯖江市地域福祉計画」を上位計画とするものであり、「鯖江市障がい者計画・障がい福祉計画」等の関連する計画との整合を図るとともに、福井県の「第 7 期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」等に即して策定したものです。

高齢者を取り巻く状況

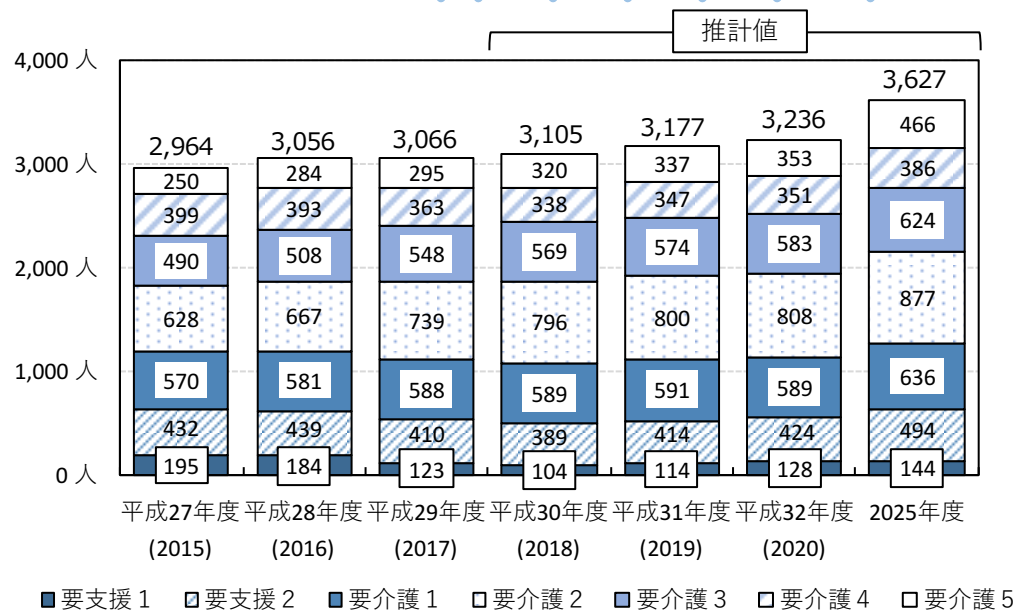
1. 高齢者人口の状況と将来推計

本市の75歳以上の高齢者の人口は2025年まで増加傾向で推移し、2025年の高齢者数は18,898人、高齢化率は27.7%になることが予想され、高齢化率について増加傾向が続くことが予測されます。



2. 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数は、介護予防等の取組による成果を踏まえて、2020年度には3,236人となる見込みであり、2025年度には3,627人となることが予想されます。



3. 高齢者の実態調査よりみる高齢者の意識

- 最期を迎えたい場所については、「自宅で療養して必要になれば医療機関に入院したい」が最も多くなっています。
- 地域づくりに、参加者として参加意向がある方は約6割で、お世話役として参加意向のある方は約4割となっています。
- 介護保険制度について、「介護保険制度に関してわかりやすい情報の提供」、「低所得者世帯への負担軽減策の充実」、「特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホームなどの介護が受けられる施設の整備」が求められています。

本計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

みんなで 支え合う 生涯青春のまち さばえ

本市では、高齢者や障がいのある人等、すべての市民の基本的な人権を尊重し、誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら目的を持っていきいきと活動し、長寿による豊かさを実感できるよう、様々な場面で高齢者が活躍できる「生涯現役で生涯青春のまち」をめざします。

2. 計画の基本目標

4つの施策の柱

基本目標1 生涯現役で生涯青春のまちづくり

基本目標2 いつまでも健康で暮らせるまちづくり

基本目標3 安心・安全で住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

基本目標4 みんなで支え合い助け合うまちづくり

3. 本計画の重点施策

重点施策1 積極的な介護予防の推進

高齢者自身が介護予防の具体的な方法を学び、積極的に介護予防を普及啓発する担い手になるよう支援する取組みを続け、さらに、地域での支え合いの仕組みをより一層拡充することで、高齢者の活躍の場を広げていきます。

重点施策2 認知症予防と認知症にやさしい地域づくり

認知症地域支援推進員を配置し、「認知症の人が自分らしく生きられる地域づくり」、「軽度認知障害（MCI）・認知症予防および早期発見・早期対応」、「認知症の人とその家族に対する支援」の認知症対策3本柱を推進します。

重点施策3 住民主体の支え合い体制づくり

高齢者の社会参加を推進し、地域の助け合いを広げるため、地域の社会資源の支援を継続するとともに、高齢者だけでなく幅広い世代の市民がボランティア活動に参加するためのきっかけづくりなど、地域のつながりを深めていくような取組みをより一層充実させていきます。

施策の内容

基本目標1

生涯現役で生涯青春のまちづくり

高齢者が心豊かに生きがいをもった暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。また、元気な高齢者が社会の中で役割を持つことが、高齢者自身の生きがいや介護予防につながることから、高齢者の社会参加を推進していきます。

① 多様な生きがい活動への支援

積極的に生きがいを求めるとともに、社会の変化に対応した新たな知識・技術の習得ができるよう、年齢、体力・健康状況、趣味、社会体験等、さまざまなニーズに対応する多様な学習機会の充実に努めます。

② 社会参加への活動支援および就労支援

高齢者が地域と主体的にかかわり、生きがいづくりや健康づくり等の社会参加を通じて、生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、老人クラブの活動をはじめ、ボランティア活動や世代間交流の活性化を支援するとともに、就業機会の確保に努めます。

基本目標2

いつまでも健康で暮らせるまちづくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、一人ひとりに必要な支援が届くよう、利用者本人の意向を尊重するとともに、本人の身体状況や生活環境等に応じたサービス提供を実施します。

① 健康づくりの推進

より多くの高齢者が健康づくりの意識をもち、活動に参加できるよう、健康診査・がん検診の受診勧奨や生活習慣病予防に向けた講座の開催、感染症予防のための啓発等を通じて、生涯にわたる健康づくりの普及・啓発を行います。

また、「さばえ 健康いきいきプラン」に基づき、適正な疾病管理と介護予防による生活の質の向上等に努めます。

② 総合事業による介護予防事業の充実

本市では平成 29（2017）年 4 月より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

今後も、地域の特性にあったサービスの提供体制づくりに取組むとともに、介護予防の普及・啓発については、引き続き情報提供に努め、効果的な情報提供を図っていきます。

高齢者が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域包括支援センターの機能強化や関係機関・団体等との連携強化を図り、高齢者のセーフティーネットの強化をめざします。特に、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携体制の確立をめざします。また、支援が必要な高齢者への介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報提供や相談が適正に受けられる体制づくりに努めます。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみづくりです。地域包括ケアシステムを推進するため、行政、事業者、専門機関等や地域の人々が手を取り合い、地域の特性を最大限にいかしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動等をさらに展開する必要があります。

本計画においては、地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域のニーズや課題に即し、より実効性のある取組みの展開や強化を推進していきます。

② 医療・介護連携体制の推進

地域包括ケアシステムの進化・推進していくにあたって、在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。医療と介護の連携に対応できる人材の育成等を推進するとともに、関係機関・関係者の連携強化、情報の共有化を推進します。

③ 介護保険サービスの充実

高齢者が安心して質の高い介護サービスを選択できるよう、介護保険制度やサービス等に関する情報提供・相談体制など利用者支援の仕組みを充実します。また、介護サービスに携わる人材の確保・研修の充実、給付の適正化、サービス提供事業者に対する指導・助言の強化や指定、サービス全体の質向上に向けた取り組みを推進し、持続可能な介護保険制度の推進に取り組みます。

また、医療計画における追加的な介護施設のサービスを見込むとともに、認知症高齢者の増加や介護離職ゼロに向けた取り組みに対応するため、次の施設を新たに整備していきます。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

1 か所（29 名定員）

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1 か所（2 ユニット 18 名定員）

○小規模多機能型居宅介護 1 か所（利用登録定員 29 名）

④ 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

高齢者が安心・安全に生活し、社会参加できるよう、個別の生活ニーズに応え、安定的・継続的な生活支援サービスの充実を図るとともに、災害時の支援体制の確立、公共交通の充実、高齢者向け住宅の供給促進等に取り組みます。

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が「我が事」として主体的に取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す仕組みづくりを進めます。

また、高齢者一人ひとりを尊重し、高齢者の尊厳を保ち、認知症の人や家族介護者を地域で支えるための仕組みづくりを進めます。

① 住民主体による生活支援体制の整備

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加し、多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。

本市では、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を設置し、互助を基本としたボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発や、そのネットワーク化を行い、住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。

② 認知症高齢者対策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を踏まえ、「認知症の人が自分らしく生きられる地域づくり」、「軽度認知障害（MCI）・認知症予防および早期発見・早期対応」、「認知症の人とその家族に対する支援」の認知症対策3本柱を推進します。また、医療・介護、権利擁護等の関係機関を構成メンバーとした認知症対策推進協議会を設置し、効果的な認知症施策の検討や施策の評価をあわせて実施していきます。

③ 家族介護者支援の充実

要介護や要支援の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で生活することができるよう、その介護や支援を行っている介護者を支えるサービスの充実を図ります。

④ 地域見守り体制の充実と高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域と協働した見守り活動や支え合い活動を推進します。また、高齢者の人権を尊重し、高齢者の権利擁護に向けた取り組みの充実を図ります。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

地域で安心して生活するためには、地域での助けあいや支えあいの活動が重要であり、活動を進めるためには、住民同士の信頼関係や協働意識を育むことが大切です。

また、市民が参加する地域社会をつくるためには、市民の福祉に対する関心や市ボランティアセンターの機能を高め、地域でのボランティア活動をより活発にすることが必要です。

介護保険事業費の見込

介護保険事業費は、次の表に示す額が見込まれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
標準給付費	5, 116, 736, 983 円	5, 353, 323, 629 円	5, 695, 284, 708 円	16, 165, 345, 320 円
地域支援事業費	304, 600, 000 円	312, 700, 000 円	320, 900, 000 円	938, 200, 000 円
合計	5, 421, 336, 983 円	5, 666, 023, 629 円	6, 016, 184, 708 円	17, 103, 545, 320 円

第 1 号被保険者保険料

第 7 期介護保険料については、要介護者の自然増や介護報酬改定等に伴い給付費の増加が見込まれますが、市の介護保険基金を充当し保険料の抑制を図ることで、現行の保険料基準月額 5, 650 円を据え置きとします。また、保険料区分については、引き続き所得段階を 12 段階に細分化し、低所得者層への負担の軽減を図ります。

平成 29 年度末基金残高見込額	407, 000 千円
取崩見込額（3 年間計）	297, 000 千円
基金残高見込額（平成 32 年度末）	110, 000 千円

所得段階	対象者	調整率	保険料 (月額)
第 1 段階	●生活保護を受けている人 ●世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人 ●世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	※注 0.35	※注 23,760 円
第 2 段階	●世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下で、第 1 段階に該当しない人	0.6	40,680 円
第 3 段階	●世帯員全員が住民税非課税で第 2 段階に該当しない人	0.7	47,520 円
第 4 段階	●世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	0.85	57,600 円
第 5 段階	●世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第 4 段階に該当しない人	1.0	67,800 円
第 6 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	1.2	81,360 円
第 7 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	1.3	88,200 円
第 8 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	1.5	101,760 円
第 9 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	1.7	115,320 円
第 10 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	1.8	122,040 円
第 11 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満の人	1.9	128,880 円
第 12 段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 750 万円以上の人	2.0	135,600 円

※注：第 1 段階においては、低所得者の軽減強化策にかかる公費負担を含む調整率で保険料を算出しています。

編集・発行：鯖江市役所 健康福祉部 長寿福祉課

〒916-8666 福井県鯖江市西山町 13 番 1 号

TEL 0778-51-2200（代表） FAX 0778-51-8157